



「共謀罪」を作らないとテロ対策はできない？

テロ対策というが

自公政権はテロ対策に共謀罪が必要と云う。

しかし、刑法七八条では「内乱の予備又は陰謀」、二〇八条で「凶器を準備集合」、二〇一条で「殺人の予備」は処罰対象。テロとか、金正男暗殺などは現行刑法で対応出来る。

刑法を根本的に変える

自公政権の共謀罪の説明はくるくる変わったので分かりにくい。

しかし、最初から一貫しているのは、刑法の考え方を変えること。即ち現在では**実際に犯罪を行った時に処罰する**。

これを犯罪とすること
をしようと話し合ったら、準備を始めただけで処罰できるように変えるのだ。

例えば友達から「畑のスイカを盗ろう」とい

う話が出て、聞き流していたとする。友達がスイカを盗らなくても謀議に参加したと、処罰される。「あいつ生意気だからみんな袋

だたきにしよう」というメールを貰って「そんな馬鹿な」と無視しても「暴行の謀議に参加した」と処罰される。

共謀罪が出来ると

「相談」が犯罪になるので、警察は誰の話し合いでも監禁出来る。

「全ての人の話の監視などやってられない」と思うだろう。でも、予め反政府の集まりだけを狙い「何か犯罪をしようとしているのでは？」と公然と監視出来る。又、言葉のほしを捉えて弾圧出来る。

時には見当違いの人を監視したり。

皆さんはどう思われますか？

山雀の訪れ

やまがら
長野県北安曇郡小谷村千国
二〇一七年三月



スキー場のある小谷村、例年、クリスマス頃の頃には滑走可となる。しかし、今年は年始になっても滑れるコースは限られていたとか。

二月、三月から、雪の神様は俄然張り切り始めた。
一晩中降って、二、三十七センチ積もる。

積もり積もって近所の小屋には一メートル以上も雪が積もっていた。
小鳥たちは食料探しに必死。
四十雀や小雀が飛び回っている。

四十雀の仲間、大きめで胸の赤いのは山雀。
窓辺に人が近づくと、すぐ飛んで来て、窓枠に止まる。

手のひらにひまわりの種を載せると、指先に飛び乗ってくる。

